

令和7年2月 菰崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火) 9:00～10:20

2. 開催場所 菰崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 仲田 孟(欠席)
3 番 伊藤 光
4 番 横森 昌広
5 番 横森 武千代(欠席)
6 番 志村 保則
7 番 伴野 正明
8 番 比志 秀樹
9 番 樽林 信昭
10 番 山本 弘行
11 番 深澤 博文
12 番 鶴田 好仁
13 番 駒井 恵二
14 番 山本 昌巳
15 番 秋山 武仁
16 番 矢崎 芳章
17 番 飯野 直人
18 番 浅川 節子
19 番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20 番 雨宮 一夫
21 番 曾雌 源興
22 番 猪股 昇
23 番 猪股 和宏
24 番 金丸 光太郎
25 番 今福 重幸
26 番 小泉 尚志(欠席)
27 番 内藤 幹雄
28 番 小澤 仁
29 番 功刀 良人
30 番 中込 秀樹
31 番 小野 賢治(欠席)
32 番 井上 清
33 番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長: 清水 秀樹

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和7年2月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中17名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、9番 榎林 信昭 委員、10番 山本 弘行 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

2月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局飯野が出席いたしました。同日、山梨県農業会議理事会及び山梨県農業委員会協議会理事会に柳本会長が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが5件1,834㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認といたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、2件65.72㎡、賃借権の設定に関するものが2件574.55㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は藤井町北下條山本、駐車場のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電施

設の支柱設置のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：志村（保）委員

申請番号2番：樽林委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが4件2,955㎡、賃借権の設定に関するものが4件2,138㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山立石、事業所駐車場のための転用の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵上原、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井宮ノ前、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井砂宮神、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條下横屋、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條山本、キャンプ場利用者駐車場のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條南割起シ、貸資材置場建築のための申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町若尾新田道白島、資材置場建築のための一時転用申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 柳本会長
申請番号2番 : 曾雌委員
申請番号3番・4番 : 伴野委員
申請番号5番 : 金丸委員長
申請番号6番 : 比志委員
申請番号7番 : 山本（昌）委員
申請番号8番 : 浅川職務代理
（委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号2番について、転用目的が個人住宅建築ですが、所有権の移転ではなく賃貸借権の設定なのはどうしてですか。

<事務局>

申請地は借人の実家の近くということで、この地を希望しております。最初は貸借という形を取り、住宅を建て地目を変えた後に所有権を移転するという話を伺っております。

<委員A>

申請番号4番について、こちらも転用目的が個人住宅建築ですが、使用貸借というのはなぜでしょうか。

<事務局>

貸人と借人は親子であり、申請地のすぐ近くに貸人の住宅があります。娘夫婦の家を建てるといふことで、使用貸借という形になっており、将来的に相続が発生した際に名義を変えるという話を伺っております。

<委員A>

次回から使用貸借の案件の場合は、申請人同士の関係性（親族など）を資料に記載していただけるとわかりやすいと思います。

<事務局>

次回から対応いたします。

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画の承認については、7件 13,633㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：15年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：3年、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：15年、再設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：15年、再設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：5年、再設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年、新規設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号4番について 横森 昌広 委員、申請番号7番及び8番について 駒井 恵二 委員に関する案件がありますので、議案第5号が終了するまで、退席をお願いいたします。

（横森（昌）委員、駒井委員 退席）

<事務局>

議案集の8ページをご覧ください。今月の農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認については11件24,541㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻・野菜、期間：5年9ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：5年9ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年9ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年9ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：29年9ヶ月、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：9年9ヶ月、新規設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：5年9ヶ月、新規設定です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：5年9ヶ月、新規設定です。

申請番号9番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：10年9ヶ月、新規設定です。

申請番号10番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻・野菜、期間：10年9ヶ月、新規設定です。

申請番号11番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻・野菜、期間：10年9ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、申請番号1番から11番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

(横森(昌)委員、駒井委員 着席)

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が2件645㎡、合意解約による通知が5件12,712㎡です。議案集の14ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・所有者・届出人についての説明)申請地は藤井町坂井茅林、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・所有者・届出人についての説明)申請地は神山町鍋山釜無河原、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保上ノ原他、合意解約の通知であります。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保琵琶坂、合意解約の通知であります。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は中田町中條日影林、合意解約の通知であります。

申請番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は中田町小田川屋敷添、合意解約の通知であります。

申請番号5番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は清哲町折居上反保他、合意解約の通知であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(「4 その他」について、事務局より説明)

<事務局長>

金丸委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和7年2月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美